



Title	結婚と教会：現代社会における〈結婚〉をめぐる神学的課題
Author(s)	吉谷, かおる
Citation	北大宗教学年報, 2, 38-41
Issue Date	2019-08-31
DOI	https://doi.org/10.14943/90379
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/75432
Type	departmental bulletin paper
File Information	hil_reli_2-5.pdf



【報告】

結婚と教会

—現代社会における〈結婚〉をめぐる神学的課題—

吉谷 かおる

1. はじめに

宗教とかかわる女性の課題に取り組む活動の一端を報告するため、日本聖公会というキリスト教の団体に所属し、フェミニスト神学を学ぶ者として、今日教会の現場で議論になっている「結婚」をどうとらえるかという問題を取り上げたい。

私は聖職ではなく一信徒であるが、日本聖公会の管区女性に関する課題の担当者(女性デスク)と神学教理委員会委員を務めている。英国国教会の流れを汲む教会、Anglican Church を日本では聖公会と呼ぶ。カンタベリー大主教のいるカンタベリーの主教座との交わりをもつゆるやかな繋がり教会を Anglican Communion と呼び、世界におよそ 160 か国、40 の管区がある。日本では日本で 1 管区をなし、国内は 11 の教区に分かれている。分類上プロテスタントであるが、典礼はローマ・カトリックと近いかたちで行われている。

女性デスクのポストは、Anglican Consultative Council(全聖公会中央協議会)による各管区への要請を受けて、日本聖公会では 2006 年に設置された。そのタスクは、女性のエンパワメントを目的とすることの企画・運営と、国内・国外の女性団体との連絡・調整である。日本聖公会では 20 年前に法規が改定され、女性の司祭按手の実現されたが、いまでもそれに反対するグループが活動が続けている。そうした中で女性の権利を中心にジェンダーの平等が求められてきたが、しだいに多様な性のありかたが強く意識されるようになり、最近では性的少数者についての講演会や学習会を開きたいという信徒の要望も増えている。

2. 「結婚」の再定義

今日キリスト教の教派間、教派内部で対立が起こる原因のひとつは、ジェンダー正義にかかわる問題である。世界の聖公会では、まず女性の司祭按手、次に同性愛者の按手、そして最近では同性婚の祝福をめぐる対立が深刻な分裂を引き起こしている。神学教理委員会は、アメリカ聖公会で刊行された『結婚の研究』(第 78 総会「結婚の研究に関する作業部会」報告書)という冊子の日本語版を作成するとともに、聖公会神学フォーラムとして「結婚と教会」と題する講演会を開催した。いまの教会、少なくとも聖公会では、結婚とは異性間のことだという考えがもはや通用しないことを自覚し、「同性婚」について研究し対応する必要に迫られている。この流れの中で、結婚と教会の関係だけではなく、離婚をどう考え

るかも知れない重要な問題になっている。リサーチする中で気づいたのは、女性の司祭按手を認めない立場の人は、同性愛に対して否定的な発言をすることが多く、離婚についても否定的だということである。伝統的家庭観、性別役割分担を固守したい人たちは一定数どこにでも見られるが、この先も結婚が離婚にいたる割合が減ることはないと推測される。また同性婚が合法化される国が増えていく中で、日本の社会が対応を迫られる日は近く、早晩日本の教会も影響を受けるだろう。それは当然、「異性婚」について問い直すことにもつながっていく。

個人的なことになるが、私は配偶者との死別により既婚者／単身者として結婚を内／外から見ることになり、日本のキリスト教の家族観、結婚観の問題点について、性的少数者といわれる人たちの考えから多くを学んでいる¹。「第三回性と人権キリスト教全国連絡会議2018」で、「母とはだれか、兄弟とはだれか」という福音書の箇所を取り上げ、キリスト教の家族主義の問題点について発題する機会を得た。イエスの家族については、マリアという人が母であるにしても、父親やきょうだいのことが明確にはわからず、婚姻関係で子どもをなしたとも考えられていない。誰ともわからない群衆に向かって「わたしの母である、わたしの兄弟姉妹である」と呼んだのがイエスである。

本来、キリスト教の共同体、教会は、血縁による結びつきとは違う、ある種の共同性をもつつながりとして構想されたものだったはずである。それはいわば、本来の家族からはじかれた人、身寄りのない人にとっての新しい家族、母や兄弟姉妹となる存在をもたらす場となるはずのものだった。そこが教会の原点、出発点だったのではないか。しかし2000年後のいま、教会は血縁や婚姻による家族であることの価値がことさらに重視される場になっているように思われる。ことに聖公会には「家族の宗教」といわれるような一面があり、何代も前からの信徒の家庭に育った人、配偶者も信徒である人などが比較的多い。しかし実際には結婚していない人、結婚していても子どものいない人、子どもがいても孫のいない人など多くいて、深刻な事情がある場合もある。自分の家や家族の延長で教会をとらえ、規範的な家族観を押しつけて人を弱らせるようなことはあらためなければならない。

3. 「結婚したくない」

「何事にも時があり」で始まるコヘレトの言葉第三章を「抱擁の時、抱擁を遠ざける時／求める時、失う時／保つ時、放つ時」と読み進めていくと、別れの時は必ず訪れるという事実がシンプルに語られているのがわかる。人に「愛する時」があるなら「愛することをやめる時」もあるのではないだろうか。コリントの信徒への手紙一第13章、いわゆる「愛の賛歌」に反して、人間同士の愛は絶えることがあると誰もが経験的に知っている。結婚が愛の永続性を保証するわけではない。『結婚の研究』によれば、アメリカの結婚の50%は離婚にいたっている。現在の日本では、離婚は三組に一組の割合といわれている。

婚姻件数じたい減少傾向にあるのだが、一年の婚姻件数に対してその三分の一の離婚件数が生じているという意味である。単身者である自分は原理的に結婚可能だが、この先は結婚したくない。つまり、婚姻届けを出したくないし、結婚式もしたくない。

婚姻届けを出したくないのは、現行の民事婚が異性愛カップルのための制度だからである。当然のことだが、異性愛者と同様に、同性パートナーのいる人にも結婚したい人と結婚というしくみに入りたくない人、子どものほしい人とそうではない人、さまざまな立場がある。いまある異性婚を前提とした結婚システムを推し進めて同性カップルを包含するのではなく、異性カップルをパートナーシップ制度に包含していく方針を支持する²。

結婚式もしたくない。合法的に離婚できるにもかかわらず、教会では「神が合わせたものを人が離してはならない」(マルコ 10 章 9 節)という聖書の一節が離婚の禁止と同義のものとして教えられることがある。これは結婚生活が不調となった時に不要な罪悪感を呼び起こしかねないだけでなく、リスク管理の点で問題がある。教会はよい結婚と悪い結婚をジャッジしたり、婚姻の継続を強要したり、離婚の選択にペナルティを課したりするべきではない。また結婚式の聖書朗読では、福音書のイエスが結婚を奨励していないために、父権制的家族観に立つ旧約か、ヘレニズム世界の家庭訓を受け入れ男性中心的性格を強めた書簡を用いて結婚をオーソライズするしかなくなっている。結婚式文の見直しにより、「聖別する」から「祝福する」という考えにシフトしつつあるとはいえ、同性カップルを想定せずに、結婚は男と女とするものという前提で男、女という表現が用いられていることがすでに問題である。

4. 教会は〈結婚〉にどうかかわるか

今日のキリスト教会は、どのような性のありかたも包含しうる、平等なパートナーシップを築くためのオルタナティブなモデルを提示することができるだろうか。「男一女一子」という家庭のモデルを規範として提示し続ける限り、それは排除のしくみとして機能する。過日、自民党の衆院議員の杉田水脈という人が月刊誌に寄稿した文章の「同性カップルは子どもを作らない、つまり生産性がない」として行政による支援を疑問視した意見に対して、人権意識を欠いた記述であるという批判の声が上がった。聖公会としても抗議文を送っている。同性カップルが子どもをもたないとは限らず、異性カップルが子どもをもつとも限らない。どういう環境が子どもの養育にとって望ましいのかもまた別の話である。イエスの生育環境が変則的だったであろうことを思えば、キリスト教徒こそが枠にとらわれない発想をするべきである。

結婚という制度にのりたい人が民事婚をする場合、そこに教会が介入する余地はないし、その必要もない。一方では民事婚をしない選択がしやすくなるように、社会保障、扶養や子

どもの養育、相続など、権利のうえでの不利益の解消を行政に求めたい。教会という共同体でパートナーとの結びつきをシェアしたいという希望者に対しては、結婚式に代えて祝福式を執り行うことを提案したい。もちろんその人たちの性別、組み合わせは問われない。福音とは本質的に人を解放し幸せにするものであるから、結ばれることだけが祝福されて、ほどこれることが祝福されないということではなく、異性間の結びつきだけが祝福されて、同性間の結びつきは祝福されないということもないだろう。

5. 終わりに

人間には生殖年齢をこえたあとの長い人生がある。男一女という組み合わせだけを正しいとして「終身的な単婚」を前提とし「次代再生産」を目標とする「正しいセクシュアリティ」に問いを投げかけていかなければならない³。ジェンダーに起因する差別は他の差別問題に比して見過ごされがちであるが、差別的な考えに基づく慣行にチャレンジを続け、性的少数者への差別、ことに異性愛主義の押しつけをやめるように強く働きかける必要がある。女性を含めた少数者の経験を反映したフェミニスト神学の成果を教会の現場に伝え、行動に結びつけていきたい。

¹ 堀江有里『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版、2015年をとくに挙げておきたい。

² 千葉市が導入を決めた「パートナー制度」では、生活を共にするカップルを夫婦と同じような関係の「パートナー」と公的に認め、性別を問わず同居する二人が共同生活に必要な費用を分担することなどを「宣誓」すれば、市が「パートナーシップ宣誓証明書」を交付するという。証明書に法的拘束力はないが、婚姻休暇や看護・介護休暇の取得、扶養手当や遺族年金の受給、手術時の同意書への署名などが可能になれば、これまでの不利益がいくらか軽減されることが期待される。（朝日新聞デジタル 2018年8月23日）

³ 竹村和子『愛について—アイデンティティと欲望の政治学—』岩波書店、2002年、35-43頁を参照。ここで批判されている「正しいセクシュアリティ」は生殖を結婚の目的と見なしてきたキリスト教の結婚観と重なる。